

# 特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行に係る意見募集について

## 1. 意見募集対象

特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行について（別紙の事項）

## 2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）サイトの場合

当該案件の意見提出フォームを利用  
(e-Gov の URL) <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

### （2）電子メールの場合

電子メールアドレス：道路局道路交通管理課車両通行対策室  
(hqt-tokusya-th2022@gxb.mlit.go.jp)

電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

※件名には「特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行について」と明記して下さい

### （3）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
道路局道路交通管理課車両通行対策室 パブリックコメント担当 あて  
郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

### （4）FAXの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1617（道路局道路交通管理課）  
ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

## 3. 意見募集期限

令和6年2月15日から令和6年3月15日まで（※必着）

## 4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の対応はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

別添様式

意見提出様式例

件名	特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行について
氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メール アドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)

## 特殊車両通行制度における通行時間帯条件等の緩和試行について

### 1. 背景

道路法第47条の2第1項等の規定により、道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、同法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超えることとなる車両（以下「特殊車両」という。）の通行について、必要な条件を付した上で許可等することができますとされています。

今般、「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）において、「ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間帯条件の緩和等を行う」と記載されたこと等を踏まえ、道路の構造の保全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間帯条件等の緩和を検討してきました。特殊車両の通行許可等にあたって付す必要な条件のうち、重量D条件及び寸法C条件かつ車両の幅が3メートルを超えるもの（以下単に「寸法C条件」という。）に付される通行時間帯条件等について緩和試行を行うこととします。

道路の構造の保全や交通の安全の確保に支障がない限りで通行時間帯条件を緩和することで、物流業界における人手不足の解消や働き方改革の後押しに寄与するものと考えています。

### 2. 通達の概要

重量D条件については、当面の間、道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めた道路を通行する場合の通行できる時間を午後八時から午前七時まで（以下「緩和後夜間通行時間帯」という。）とします。

なお、国において本緩和が与える道路交通への影響や緩和試行の効果等を把握するため、緩和後夜間通行時間帯を通行することができる重量D車両は、道路法第47条の4の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けているもの、又は申請時に必要事項を記入した様式を提出した場合に限ることとします。

寸法C条件については、申請車両が重量物運搬用セミトレーラー（申請軸種がその他軸種の車両を除く。）の場合であって、かつ、算定箇所の交差角が90度以内の交差点又は丁字路である場合に限り、算定要領に定める長さの算定分類を緩和することとします。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

改正通達発出 令和6年 3月

施行 令和6年 4月

「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)のポイント抜粋

## 1. 具体的な施策 (2) 物流の効率化

- 物流GX・DX・標準化等により、新技術も活用しつつハード・ソフト両面で物流を効率化する。

- ① 即効性のある**設備投資**の促進  
(バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等)
- ② 「**物流GX**」の推進  
(鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等)
- ③ 「**物流DX**」の推進  
(自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等)
- ④ 「**物流標準化**」の推進 (パレットやコンテナの規格統一化等)
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制 (80km/h)** の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

### 【該当部分抜粋】

- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上  
特殊車両通行制度に関して、ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間帯条件の緩和等を行うとともに、手続期間の短縮を図るため、道路情報の電子化の推進等による利便性向上を図る。

# 夜間通行条件の緩和方針と期待される効果について

- ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、道路の構造の保全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間帯条件の緩和等を検討。
- 令和5年度における机上検討及び実地検証の結果を踏まえ、令和6年4月より一定の条件下で緩和試行開始。  
※ 重量D条件については、試行内容検証のため、①特車登録センターに登録済みの車両または②申請時に車両番号を提出・通行記録を保存する車両を対象

夜間通行 条件が付さ れる場合	<b>重量D条件</b> 	
	<b>寸法C条件かつ幅3m超</b> 	
条件緩和の 影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・他車併進不可等による渋滞悪化 ⇒交通量が夜間と同等以下の箇所で緩和を検討</li><li>・対向車、歩行者、自転車等との接触リスク増加 ⇒接触リスクを同程度以下とする施策を検討</li></ul>	
緩和方針	取組	当該箇所の交通量が夜間と同等以下で、かつ周辺交 通への影響が小さい箇所で、20時台・6時台を通行可 能
	条件①: 橋長200m以下  ※待機時間が90秒(赤信号の 信号現示)以下	条件②: 当該箇所の交通 量が100台／時間・車線 以下  ※地方部の道路の設計日交通量 4,000台より試算
効果	重量D条件が付された橋梁の約4割が緩和 (R3d実績で、1.7万橋梁/4.3万橋梁)	
	重量物運搬用セミトレーラ(重セミ) <sup>※1</sup> のうち、標準軌跡図0型で 寸法C条件が付された交差点の約2割 <sup>※2</sup> が緩和 ※1 寸法C条件かつ幅3m超の車両の約7割を占める ※2 R1d実績で、0.6万交差点/3.7万交差点	